

各 位

ENEOS株式会社

当社一部製油所への高圧ガス保安法に基づく行政処分および嚴重注意について

当社(社長:齊藤猛)は、高圧ガス保安法上の不備により、本日付で経済産業省から、川崎製油所浮島北地区・浮島南地区への高圧ガス保安法に基づく「認定完成検査実施者」およびコンビナート等保安規則に基づく「特定認定完成検査実施事業者」の認定取消し処分、ならびに川崎製油所・根岸製油所への嚴重注意を受けました。

高圧ガス保安法に定める認定事業者として、厳しい自主保安管理が求められる中であって、このような事態を招きましたことを深くお詫び申し上げます。

同様の事態を二度と繰り返さないよう、高い保安意識の徹底や保安管理体制の強化などの再発防止策の実施に全社を挙げて取り組む所存です。また、本件に関する経営責任を明確にするため、関係役員の社内処分を決定しました。

なお、本件による当該設備の安全性および製品供給への影響はありません。また、業績への影響は軽微です。

記

1. 行政処分および嚴重注意の内容

(1) 対象事業所 川崎製油所(浮島北地区、浮島南地区、川崎地区)、根岸製油所

(2) 内容

- ① 高圧ガス保安法およびコンビナート等保安規則に基づく以下の事業所への認定取消し処分
 - ・ 川崎製油所浮島北地区 : 「認定完成検査実施者」、「特定認定完成検査実施事業者」
 - ・ 川崎製油所浮島南地区 : 「認定完成検査実施者」
- ② 高圧ガス保安法に基づく以下の事業所への嚴重注意
 - ・ 川崎製油所浮島北地区、川崎製油所浮島南地区、川崎製油所川崎地区、根岸製油所

(3) 理由

- ① 認定取消し処分の原因となった事実 : 変更工事等に関する法令違反
 - ・ 川崎製油所浮島北地区・浮島南地区において、それぞれ2013年、2020年に実施した設備の変更の工事について、県知事の許可を受けずに工事を行い、また、県知事への完成検査記録の届出を行わず当該設備を使用していたこと(高圧ガス保安法(以下「法」という。)第14条第1項、第20条第3項)
 - ・ 両地区において、2012年4月から2022年3月までの期間に実施した設備の軽微な変更工事において、県知事への届出を行っていないものが多数あったこと(法第14条第2項)
 - ・ 上記2点は、過去同様の法令違反に対して策定した再発防止策の不徹底による再発であること
- ② 嚴重注意の原因となった事実 : 帳簿の保存および事故の届出に関する不備
 - ・ 川崎製油所(浮島北地区・浮島南地区・川崎地区)および根岸製油所において、2012年4月から2022年3月の間、設備異常時の措置等を記載した帳簿の保存、および県知事への事故の届出を、一部適切に行なっていなかったこと(法60条第1項、法63条第1項)

2. 主な原因および再発防止策

(1) 主な原因

① 変更工事等に関する法令違反

- ・ 川崎製油所浮島北地区・浮島南地区における図面の整備不足による高圧ガス保安法の適用範囲の誤判断
- ・ 両地区における規程要領類の不備による変更工事の許可申請または届出の手續きに関する誤判断と届出の失念

② 帳簿の保存および事故の届出に関する不備

- ・ 川崎製油所・根岸製油所における帳簿に記載すべき事項（設備異常時の措置等）の定義の不備、および高圧ガス保安法上の事故の定義についての理解不足・周知不徹底

①、②の法令違反・不備が発生した背景には、認定事業者が有するべき保安意識・知識の浸透不足および保安管理体制の不十分さがあったと判断しています。

(2) 再発防止策

本件を厳粛に受け止め、本社主導で以下の対策を全社的に行っていきます。

① 保安意識・知識の浸透不足への対策

- ・ 経営トップによる高い保安意識へのコミットメントの表明（社長メッセージの発信）
- ・ 規程要領類の再整備および遵守の再徹底
- ・ 認定事業所への継続的な教育の実施

② 保安管理体制の不十分さへの対策

- ・ 高圧ガス認定事業所監査の更なる強化
- ・ 組織横断的な情報共有体制の強化

3. 社内処分について

本件に関する経営責任を明確にするため、代表取締役社長 社長執行役員 齊藤 猛については、月額報酬の30%を3カ月間減額することを決定しました。

また、代表取締役 副社長執行役員 宮田 知秀、取締役 副社長執行役員 CDO 椎名 秀樹、常務執行役員 加藤 英治、常務執行役員 木村 裕之、常務執行役員 染谷 喜幸については、月額報酬の20%を3カ月間減額することを決定しました。

なお、ENEOSホールディングス取締役会長 大田 勝幸は、月額報酬の30%を3カ月間自主的に返上いたします。

4. 事業に対する影響

本件による当該設備の安全性および製品供給への影響はありません。また、業績への影響は軽微です。

以上

本件に関するお問い合わせ先

広報部 広報グループ : 03-6257-7150